

## 公益社団法人大阪食品衛生協会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪食品衛生協会（以下、「この法人」という。）定款第5条から第8条までの規定に基づき、会員及び会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員名簿)

第2条 この法人に会員名簿を備え、その事項に変更があった場合には速やかに整理するものとする。

(入会申込書)

第3条 定款第6条の規定による申し込みは、会員の種別に応じて次の各号に規定する入会申込書をこの法人に提出するものとする。

- 一 正会員 第1号様式
- 二 業種団体会員 第2号様式
- 三 特別会員 第3号様式

(入会の可否)

第4条 理事会において入会を承認した場合は、会長は速やかに会員名簿に登録するとともに、入会申込書を提出した者にその旨を通知するものとする。

(会費)

第5条 定款第7条の会費は、会員の種別に応じて次の各号のとおりとする。なお、年度途中で入会した会員の会費は、入会の承認を受けた日の属する月に入会したものとした会員期間に応じ、月を単位とした月割計算を行う。

- 一 正会員 年額10,000円
- 二 業種団体会員 年額60,000円
- 三 特別会員 (1)法人・団体 一口につき 年額24,000円  
(2)個人 一口につき 年額6,000円

2 会員は、毎年度10月までに前項に定める会費を納入しなければならない。

(会費の用途)

第6条 前条の会費は、その50%以上60%以内を公益目的事業費に、他は管理費に使用するものとする。

(退会届)

第7条 定款第8条に規定する退会届は第4号様式とする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、第5条を除き理事会の決議を経て行うものとする。

なお、第5条の改正にあつては総会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

(令和4年5月25日一部改正)

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

(令和5年5月30日一部改正)